

保険料について

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

- ・65歳以上の方の保険料は、横浜市が3か年(令和6年度～令和8年度)の介護保険サービスの給付額等の見込みに基づいて算定し、条例などで定められることにより確定します。
- ・保険料は、本人及び住民票上の世帯^(※1)の課税状況や所得状況に基づいた段階別の保険料となっていて、個人ごとに算定されます。毎年6月に、その年度(4月～翌年3月)の保険料額を決定します。保険料額を決定した後に保険料額の変更の事由があったときは、保険料額を再算定します。

基準額: **年額79,440円** (月額換算6,620円)・・・第6段階の保険料額です。

令和7年度(年額)

保険料段階	対象となる方			割合	年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者			基準額×0.20	15,880円 ^(※5)
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「公的年金等収入額 ^(※2) 」と「その他の合計所得金額 ^(※3) 」の合計が年間80万9千円以下の方	基準額×0.20	15,880円 ^(※5)
第3段階			本人の「公的年金等収入額」 と「その他の合計所得金額」 の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に 属さない方	基準額×0.34	27,000円 ^(※6)
第4段階			上記以外の方	基準額×0.585	46,470円 ^(※7)
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」 と「その他の合計所得金 額」の合計が年間80万9千円以下の方	基準額×0.90	71,490円
第6段階 〈基準額〉	上記以外の方		基準額×1.00	79,440円 〈基準額〉	
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の保険料算定用所得金額 ^(※4) が120万円未満の方		基準額×1.07	85,000円
第8段階		本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方		基準額×1.10	87,380円
第9段階		本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方		基準額×1.27	100,880円
第10段階		本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方		基準額×1.30	103,270円
第11段階		本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方		基準額×1.55	123,130円
第12段階		本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方		基準額×1.75	139,020円
第13段階		本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方		基準額×1.95	154,900円
第14段階		本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方		基準額×2.15	170,790円
第15段階		本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方		基準額×2.35	186,680円
第16段階		本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方		基準額×2.50	198,600円
第17段階		本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方		基準額×3.00	238,320円
第18段階		本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方		基準額×3.25	258,180円
第19段階		本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方		基準額×3.50	278,040円

※ 1 世帯・・・原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳(第1号被保険者)になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。

※ 2 公的年金等収入額・・・税法上の課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入をいい、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)は含まれません。

※ 3 その他の合計所得金額・・・税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額)から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

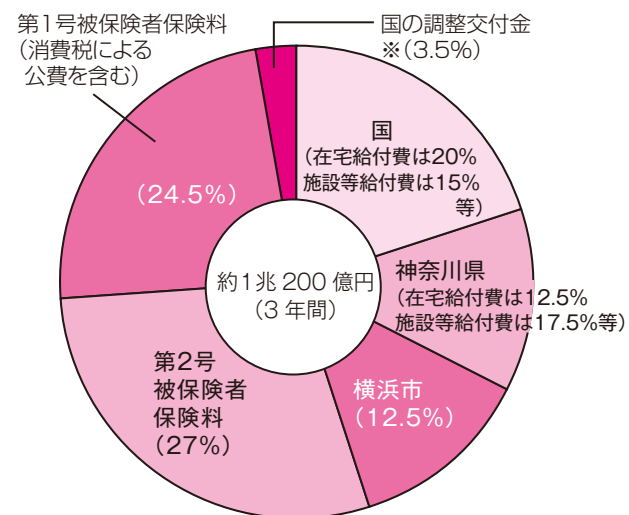
※ 4 保険料算定用所得金額・・・税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額)から、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

※ 5 消費税による公費を投入し、第1段階～第2段階の年間保険料額を29,390円から15,880円に軽減します。

※ 6 消費税による公費を投入し、第3段階の年間保険料額を42,890円から27,000円に軽減します。

※ 7 消費税による公費を投入し、第4段階の年間保険料額を46,860円から46,470円に軽減します。

横浜市の介護保険サービスの財源 (令和6年度～令和8年度の見込み)



※国の調整交付金

調整交付金は、第1号被保険者の総数に対する75歳以上の者の割合や第1号被保険者の所得水準の分布状況等、市町村格差による介護保険の財政の不均衡を是正するために、交付されるものです。

Point

介護保険料は何に使われるの？

介護保険料は、介護が必要な方の介護保険サービス費用などをまかなうために使われます。

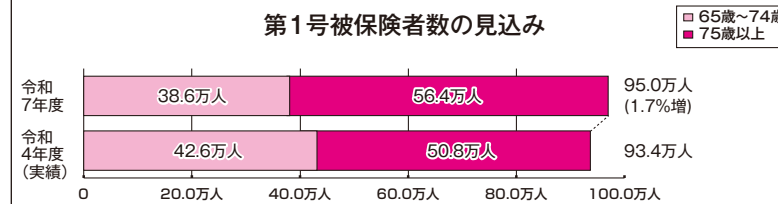
令和6年度～令和8年度の介護保険料の見直しについて

高齢者の中で介護保険サービスを利用している方は年々増加しており、それに伴って介護保険サービスに要する費用も増大しています。令和6年度～令和8年度の3年間についても、高齢化が進み保険料を負担する人全体の人数が増えるものの、それ以上に介護保険サービス利用者数の伸びが大きいと見込まれるため、お一人おひとりにご負担いただく保険料は上昇することになりました。

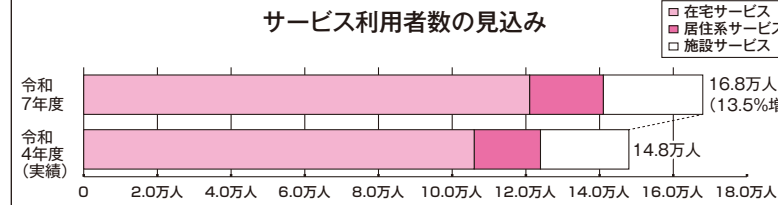
一方で、保険料段階が第1段階～第4段階の方については、介護保険の財源の約半分の公費とは別枠で、消費税による公費を投入した保険料軽減措置が実施されています。

高齢者が安心して暮らし続けるためには着実な介護サービスの基盤整備が必要です。横浜市では、必要なサービスを確保しつつ、介護予防の取組推進を目指し、健康づくりや介護予防に重点的に取り組んでいきます。

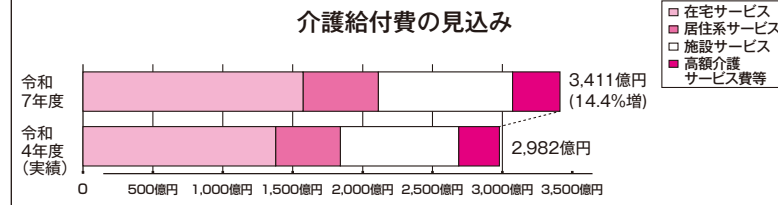
第1号被保険者数の見込み



サービス利用者数の見込み



介護給付費の見込み



40歳～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

【決め方】各医療保険(国民健康保険、健康保険など)の保険者が、保険料を算出します。

【お支払い方法】医療保険の保険料として一括して納付します。

【保険料】加入している医療保険ごとに異なります。詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。

第1号被保険者の保険料について

保険料のお支払い方法は **特別徴収** と **普通徴収** の2通りに分かります。
◆どちらのお支払い方法になるかは、法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできませんのでご理解ください。

特別徴収	年金が年額 18 万円以上の方は年金から天引きになります。 ●保険料の金額が、年金の支払い月に年 6 回に分けて天引きされます。 天引きの対象となる年金 ●老齢基礎(退職)年金 ●遺族年金 ●障害年金 ※老齢福祉年金については天引きの対象とはなりません。
普通徴収	年金が年額18万円未満等で、特別徴収となっていない方は口座振替または納付書によるお支払いとなります。

保険料の納期	特別徴収	年金からの天引き	偶数月の年金支払日に年金からの天引きとなります。
	普通徴収	口座振替払い	毎月29日が口座振替日です。(2月は末日) 口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日が口座振替日になります。
		納付書払い	毎月末日が納期限です。 納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

口座振替によるお支払い

- ・普通徴収での保険料のお支払いには口座振替が便利です。
- ・口座振替による保険料のお支払いをご希望の方は、Web からお申込みいただくほか、口座振替依頼書を用いて区役所窓口への提出または郵送していただくか、金融機関・ゆうちょ銀行の窓口への提出のいずれかでお申し込みください(金融機関により、取り扱っている申込方法は異なります)。
- ・口座振替の開始は金融機関で手続きをしてから約2か月後(Web からお申込みいただく場合、毎月 25 日までのお申込みで翌月から開始)となります。引き落としが始まる時に別途はがきでお知らせします。
- ・口座振替のお申し込みをいただいても、要件に該当する方は特別徴収から変更されません。

口座振替はWebで簡単2ステップで申込できます！

被保険者証番号と
口座番号がわかる
ものを用意

スマホやパソコンで
アクセス・入力

横浜市 Web口座振替

保険料のお支払いにお困りの場合

保険料の減免

災害、失業、倒産、その他の事情で保険料のお支払いが困難なとき、介護保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは区役所保険年金課にご相談ください。

事情の種類	対象となる方	減免内容
災害	風水害、火災、震災等により家屋等の資産が20%以上被害を受けた方。	被害の程度により、4か月分または6か月分を免除します。
所得減少	失業または事業の失敗等により所得が著しく減少した方。	当該年中の見込所得金額をもとに減額します。
低所得	保険料段階第3段階以上第7段階以下の方で、一定の「収入基準」及び「資産基準」の両方を満たす方(生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は除く)。	第2段階(公費による軽減措置後)相当額に減額します。

低所得者減免の収入基準・資産基準

収入基準	世帯全員*の年間収入見込額が、	
	単身世帯	150万円以下
	2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下
資産基準	以下の要件を全て満たしていること	
	(ア) 世帯全員の現金、預貯金、有価証券等の資産の合計が、	
	単身世帯	350万円以下
	2人以上の世帯	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下
	(イ) 居住用不動産(土地(200㎡以下)及び家屋)以外の不動産を所有していないこと	

※「世帯全員」とは、基本的には住民登録で同じ世帯として登録している人全員を指しますが、別世帯であっても同居して事実上生計が同じ人も含めます。

Point

保険料は納期限までに納付を
納付書で納めている方には、
便利な口座振替をおすすめします。

保険料は介護保険制度を維持していくための重要な財源ですので、必ず納期限までに納付してください。
納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。
さらに、納付が督促状の指定期限を過ぎてしまうと、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が増算されます。

第1号被保険者の保険料について

保険料を滞納していると

保険料は介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源ですので、介護保険制度を維持していくためには保険料を納付していただくことが大切です。
特別な理由もなく保険料(第1号被保険者の保険料)を滞納していると、保険料を納付している人との公平を図るために、介護保険サービスを利用するときに法令に基づいて次のような措置がとられることがあります。

保険料を納期限から1年間納付していないと・・・

保険給付の支払方法が変更されます(償還払い化)

- 介護保険サービスを利用するときに、費用をいったん全額支払うこととなります。
- いったん支払った費用は、区役所に申請すると、保険給付分が後日払い戻されます。

1か月10万円の介護保険サービスを利用している方が
償還払い化となった場合※

- ① 償還払いのため、サービス提供事業者へ10割の10万円を支払います。
- ② 10万円の領収書、サービス提供証明書等を受け取ります。
- ③ 10万円の領収書などをお持ちになって区役所に保険給付分(9万円)の払戻しの申請をします。
- ④ 後日、保険給付分(9万円)の払戻しを受けます。



保険料について

保険料を納期限から1年6か月以上納付していないと・・・

保険給付が一時差し止められます

- 償還払いになった給付費の一部または全部の払戻しを一時的に差し止めるなどの措置がとられます。
- なお滞納が続く場合は、差し止められた保険給付から、滞納保険料が差し引かれる場合もあります。

保険料を納期限から2年以上納付していないと・・・

保険給付額が減額されます(利用者負担割合の引き上げ)

- 保険料は、督促状が届いた日の翌日等(時効起算日)から2年経過すると、時効により納めることができなくなります。
- 時効により納められなくなった保険料があると、滞納した期間に応じて、保険給付の自己負担割合が3割または4割に引き上げられる場合があります。
- 給付額が減額される期間中は、高額介護(介護予防)サービス費の払戻し(情-35ページ)や、食費・部屋代の負担軽減(情-36ページ)は受けられず、また、この間の自己負担額は高額医療・高額介護合算制度(情-37ページ)の合算の対象となりません。

要介護2の方の平均的な1年間のサービス利用の自己負担例(※)



このように、介護保険サービスを受けるときに、自己負担が増大します。

この例は、時効により2年間分の保険料を納付できなくなった後に、介護保険サービスを受ける場合を想定しています。

この例では、自己負担が3割になる期間は1年間になります。保険料の納付済み期間が一部ある場合は、その期間に応じて給付額減額期間が短くなります。

※保険料第2段階で、自己負担が1割の方の例

財産の差押

介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、法律に基づく滞納処分として、預貯金、生命保険等の財産を差し押さえる場合があります。

連帯納付義務者

納付方法が普通徴収の場合は、法律の定めにより、世帯主及び配偶者は、その被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負うことになっています。

第2号被保険者で医療保険の未納がある場合

第2号被保険者(40歳～64歳の医療保険加入者)に医療保険料の未納がある場合、支払方法の変更に併せて、保険給付の一部または全部について一時的に差し止めるなどの措置がとられることがあります。